

運 航 基 準

網走あざらしウォッチング能取岬航路
網走イルカ・クジラウォッチング沖合航路

令和6年1月22日

特定非営利活動法人 北の海の動物センター

目 次

- 第1章 目 的
- 第2章 運航の可否判断
- 第3章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、網走あざらしウォッチング能取岬航路および網走イルカ・クジラウォッチング沖合航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

	風速	波高	視程	流氷・結氷
網走港	8m/s 以上	0.5m 以上	300m 以下	港内区域を5割以上の面積で流氷が流入してきている場合、もしくは本船の航行に支障をきたすほど著しく港内が結氷した場合

2 船長は、発航前において、航行に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	波高	流氷
8m/s 以上	1.0m 以上	発航後、大規模な流氷帯に遭遇又は接触するおそれがある場合

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、大規模な流氷帯に遭遇又は接触するおそれがある場合、及び船体の動揺等により安全な航行が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準航路等の適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波高	流氷
8m/s 以上 (船首尾方向の風を除く)	1.0m 以上	レーダーもしくは目視により確認し、風向及び潮流により大規模な流氷帯が本船と遭遇又は接触するおそれがあると判断したとき

3 船長は、航行中、周囲の気象及び海象（視程を除く。）又は流氷に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的の航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄

港の措置をとる。基準経路の変更により目的地点への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速	波高	流水
8m 以上	1.0m 以上	レーダーもしくは目視により確認し、風向及び潮流により大規模な流水帯が本船と遭遇又は接触するおそれがあると判断したとき

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとる。

視程
300m 以下

(入港の可否判断等)

第 4 条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

	風速	波高	視程	流水・結氷
網走港	8m/s 以上	0.5m 以上	300m 以下	港内区域を 5 割以上の面積で流水が流入してきている場合、もしくは本船の航行に支障をきたすほど著しく港内が結氷した場合

(運航の可否判断等の記録)

2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議内容を運航 記録簿及び運航可否判断記録簿に記録するものとする。運航中止基準に達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第 3 章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第 5 条 船長は、次の配置を決めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置（網走あざらしウォッチング能取岬航路のみ）

(運航基準図等)

第 6 条 運航基準図に記載すべき事項は、次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
 - (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
 - (3) 標準運行時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通貨時刻）（網走あざらしウォッチング能取岬航路のみ）
 - (4) 船長が運航管理補助者と連絡をとるべき地点
 - (5) 航行経路付近に存在する魚網施設（定置網）等航行の障害となるものの位置
 - (6) その他航行の安全を確保するために必要な事項
- 2 前項によることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置、当該障害物を回避するための避険線等、必要と認める事項を記載した航行海域図を作成するものとする。
- 3 船長は、基準経路、避険船その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

（基準経路）

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用基準経路とする。

（速力基準等）

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	4ノット	500rpm
微速	6ノット	800rpm
半速	10ノット	1200rpm
航海速力	21ノット	2200rpm

- 2 船長は、速力基準表を船橋内の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

（特定航法）

第9条 船長は、港則法、海上交通安全法、海上衝突予防法等の関係法令を遵守するとともに、各海域及び港内における特定航法、港長公示事項、漁業協同組合との協定事項等を守らなければならない。又、特に次の事項に留意すること。

- (1) 基準航路を航行中に操業中の漁船に接近した場合は、当該漁船の操業の妨げにならないよう十分注意して航行する。
- 2 流水帯付近を航行する場合の航法は、以下のとおりとする。
- (1) 流水帯から 15m以内には接近しない
 - (2) 流水帯の規模及び海風、潮流による動向には十分注意して航行する。
 - (3) 海風、潮流により流水が著しく接近するおそれがあるとき等、基準航路の航行の継続が危険と判断される場合には、航行の継続を中止し、避港又は帰港する。
 - (4) 目視及びレーダーを有効に活用し、常に流水の動向を把握して航行する。

（通常連絡等）

第10条 船長は基準経路上において、網走あざらしウォッチング能取岬航路においては出航後70分経過後、網走イルカ・クジラウォッチング沖合航路の2時間30分コースについては、出港後45分経過後と出港後90分経過後の2回、10時間コースについては、出航後2時間経過後、出航後4時間経過後、出航後6時間経過後、出航後8時間経過後の計4回、運航管理補助者あて次の(1)の事項を連絡しなければならない。

(1) 連絡事項

- ①通過地点箇所
- ②通過時間
- ③天候、風向、風速、波浪、視程、流氷の状況
- ④その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理補助者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第 11 条 船長は、入港 10 分前となったときは、運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。

- (1) 入港予定時刻
- (2) 運航管理補助者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする。

- (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無
- (2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況
- (3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）
- (4) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

第 12 条 船長と運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

区 分	連 絡 先	連絡方法
通常の場合	(社) 網走市観光協会	NTT ドコモ携帯電話、船舶衛星電話
緊急の場合	(社) 網走市観光協会	NTT ドコモ携帯電話、船舶衛星電話

(機器点検)

第 13 条 船長は、網走川河口護岸付近にて周囲の状況に応じ、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第 14 条 船長及び運航管理補助者は、基準航路の変更に関して協議を行なった場合は、その内容を、運航管理日誌に記録するものとする。

(新) 網走あざらしウオッチング能取岬航路 運航基準図

距離 4.4 km

転針地点の位置

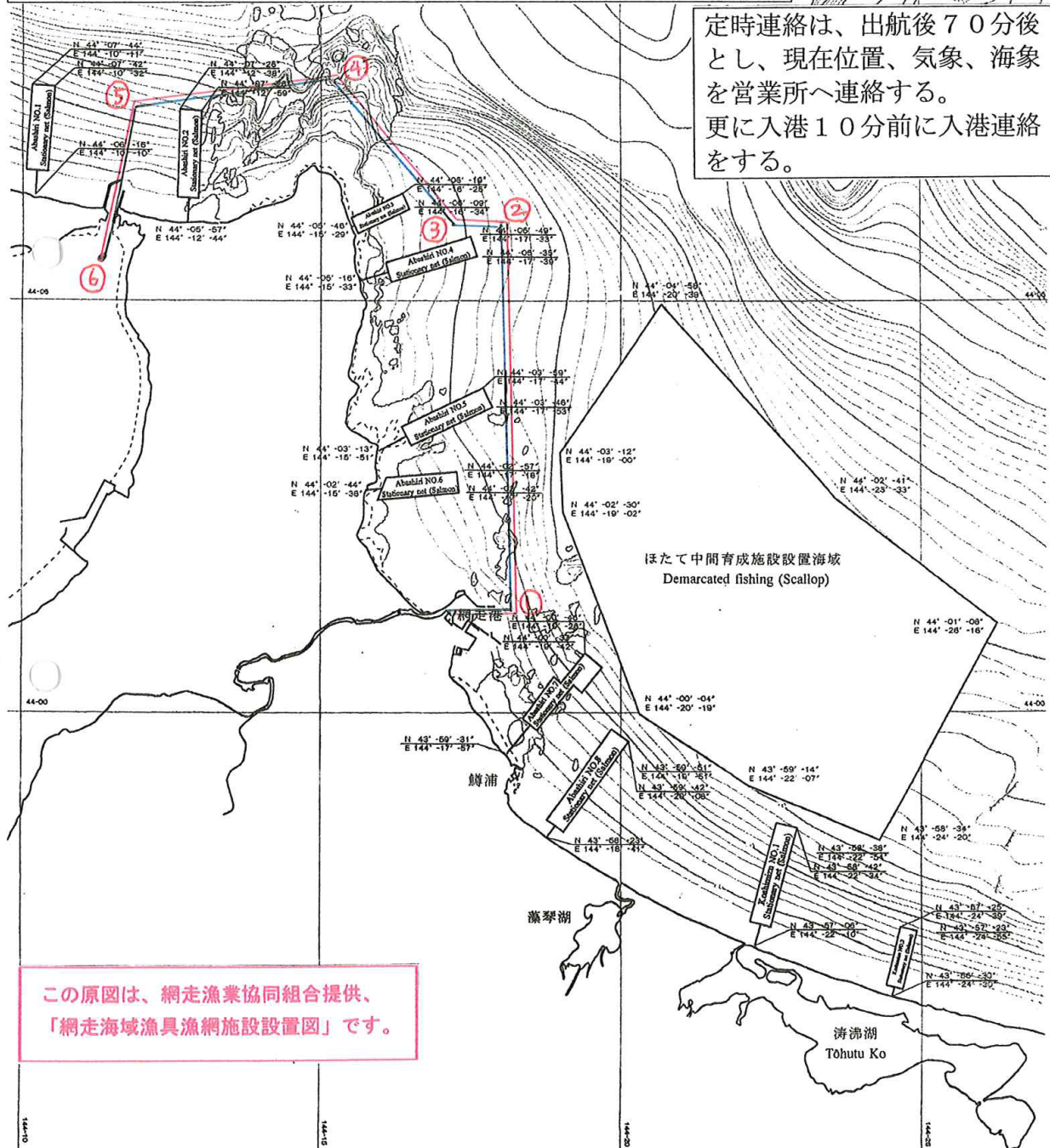
N 44-10-09 "

E 144-18-59 "

変針地点の位置

- | | | | |
|---------------|---------------|---------------|---------------|
| ① N44-01-36 " | E 144-17-78 " | ④ N44-06-13 " | E 144-16-68 " |
| ② N44-05-16 " | E 144-17-71 " | ⑤ N44-07-10 " | E 144-15-34 " |
| ③ N44-06-13 " | E 144-16-68 " | ⑥ N44-10-09 " | E 144-18-59 " |

定時連絡は、出航後70分後とし、現在位置、気象、海象を営業所へ連絡する。
更に入港10分前に入港連絡をする。



②② 運航基準図

W42 世界地圖系 WGS-84

No.	Date	Particulars	Debit	Credit	Balance
1	1984	Jan 1			
2	1984	Feb 1			
3	1984	Mar 1			
4	1984	Apr 1			
5	1984	May 1			
6	1984	Jun 1			
7	1984	Jul 1			
8	1984	Aug 1			
9	1984	Sep 1			
10	1984	Oct 1			
11	1984	Nov 1			
12	1984	Dec 1			
13	1984	Jan 2			
14	1984	Feb 2			
15	1984	Mar 2			
16	1984	Apr 2			
17	1984	May 2			
18	1984	Jun 2			
19	1984	Jul 2			
20	1984	Aug 2			
21	1984	Sep 2			
22	1984	Oct 2			
23	1984	Nov 2			
24	1984	Dec 2			

網走イルカ・クジラウォッチング沖合航路 運航基準図

所要時間 10時間

- ①44-01N 144-16E(エリア起点)
②44-03N 144-52E
③44-05N 144-54E
④44-13N 145-06E
⑤44-17N 144-58E
⑥44-09N 144-46E
⑦44-14N 144-38E
⑧44-21N 144-18E
- この
定置
あり

このエリアに
定置網は
ありません。

網走イルカ・クジラウォッチング沖合航路の経路
航路のエリア起点である①より網走港沖合へ向け
①から②③④⑤⑥⑦⑧(エリアA-C)により
囲まれた範囲を航行。
定時連絡は出航後2時間後、4時間後、6時間後、
8時間後の4回とし、現在位置、気象、海象を
営業所へ連絡する。
更に、入港10分前に入港連絡する。

